

大分県知事 広瀬勝貞 殿

大分県立竹田高校剣道部熱中症発症時
暴行死亡事故裁判を見守る全国支援者の会
代表 村川弘美

要請書

【要請の主旨】

大分県立竹田高校剣道部熱中症暴行致死事件に関する、求償権行使懈怠違法確認等請求事件に関し、平成 28 年 12 月 22 日に言い渡された判決についての福岡高裁への控訴手続きを大分県は続行せず、早急に控訴を取り下げて下さい。

【要請の理由】

2016 年 12 月 22 日に言い渡された大分地方裁判所の判決を受けて、被告大分県は福岡高等裁判所へ控訴しました。この判決では顧問教諭に重大な過失があるために、県は 100 万円を求償すべきだと指摘しています。

事故発生以来 7 年と 5 ヶ月、ご遺族は刑事手続き、民事訴訟、そして今回の行政訴訟などを続けてこれ心身ともに疲労困憊の状況に陥っていらっしゃいます。我が子を理不尽きわまる指導の中で命を奪われるという地獄を経験されてこれ、さらにまた、今回の控訴を受けて長引く訴訟を続けなくてはなりません。この状況はまさに地獄の中の地獄です。

加えて、控訴することは、亡くなった工藤剣太くんの名誉や人権への侵害そのものであり、新たな加害行為に他なりません。今回の行政訴訟判決において、『演技するな。』などと述べながら、剣太の右横腹部分を前蹴りし、ふらつき倒れた剣太の頬を叩き、さらに、立ち上がったものの壁に打ち付けて出血し、再び倒れた剣太に対し、その身体の上にまたがり、『演技じゃろうが。』などと言いながら、10 回程度、その頬を平手打ちにしている（後略）などと判決文に示された通りに、顧問教諭に対して重大な過失があると認められました。

“故意または重大な過失があった場合には、設置者は公務員に対して求償できる”と国家賠償法に示されてありますが、この事故の場合は故意による死亡と判断されてもおかしくない状況にあり、限りなく殺人に近い事故であります。

児童・生徒の命を守ることが教育活動の原点であり、基本中の基本とされる中、顧問教諭によって工藤剣太くんの命を奪ったのですから、賠償の一部であっても当然求償すべきものと考えます。

ご意見

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

FAX 番号・知事室（知事・副知事）097-532-5650 ・副知事 097-506-1797 ・体育保健課 097-506-1866
・高校教育課 097-506-1796 ・教育人事課 097-506-1849（いずれかをお願いします。）

FAX のない方はこちらに郵送をお願い致します。

大分県教育委員会 〒870-0021 大分県大分市府内町 3 丁目 10 番 1 号

※大分県庁に F A X 後は、原本を工藤さんに郵送お願い致します。

〒878-0201 大分県竹田市久住町大字久住 1 0 1 3 - 2 工藤英士 奈美（宛）